

議案第9号

令和4年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算（第2号）

令和4年度埼玉西部消防組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年2月6日提出

埼玉西部消防組合管理者 藤 本 正 人